

平成22年3月15日

各位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 北島 義俊
(コード番号 7912 東証・大証第1部)
問合せ先 広報室長 神戸 好夫
(TEL: 03-5225-8220)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社インテリジェント ウェイブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

大日本印刷株式会社(以下「当社」といいます。)は、株式会社インテリジェント ウェイブ(コード番号: 4847 JASDAQ 以下「対象者」といいます。)株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、金融商品取引法(以下「法」といいます。)第27条の8第2項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成22年3月15日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成22年2月10日付「株式会社インテリジェント ウェイブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を、下記のとおり訂正いたします。

また併せて、法第27条の8第11項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第20条に基づき、平成22年2月12日付「公開買付開始公告」の訂正を、下記のとおり公表いたします。

なお、本訂正は、公正取引委員会から日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。)第49条第5項の規定に基づく排除措置命令の事前通知を受けることなく排除措置命令の事前通知がなされるべき期間及び同法第10条第8項の規定に基づき株式の取得が禁止される期間が平成22年3月12日の経過をもって満了したことに伴うものであり、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等に変更はございません。

記

I. 平成22年2月10日付「株式会社インテリジェント ウェイブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容

「株式会社インテリジェント ウェイブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 株券等の取得に関する許可等

(訂正前)

当社は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了する予定です。なお、措置期間及び取得禁止期間が満了した時は、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本公開買付け届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

公開買付け期間満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知がなされた場合には、上記「2.買付け等の概要（9）その他買付け等の条件及び方法 ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

当社は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することがで

きません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、取得禁止期間は、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。また、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間についても、公正取引委員会より排除措置命令の事前通知を受けることなく、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。

II. 平成22年2月12日付「公開買付開始公告」の訂正の内容

「公開買付開始公告」について、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公開買付者は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。また、独占禁止法

第 10 条第 1 項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第 17 条の 2 第 1 項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第 49 条第 5 項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から 30 日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第 10 条第 9 項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成 22 年 2 月 10 日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成 22 年 3 月 12 日（金曜日）の経過をもって満了する予定です。なお、措置期間及び取得禁止期間が満了した時は、当社は、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

公開買付期間満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知がなされた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公開買付者は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条 8 項により事前届出受理の日から 30 日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。また、独占禁止法第 10 条第 1 項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第 17 条の 2 第 1 項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しな

ければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、取得禁止期間は、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。また、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間についても、公正取引委員会より排除措置命令の事前通知を受けることなく、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上